

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大泉町は、固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいやその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

群馬県大泉町長

公表日

令和5年8月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に基づき、固定資産税及び都市計画税の賦課、証明書の発行・通知書の出力等を行う。 固定資産税の賦課に関する事務に必要な償却資産の申告に関する情報の一部の入手については、法令等に基づいて地方税共同機構を通じて行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①所有資産の照会 ②賦課事務 ③償却資産申告データの管理 ④納税通知書及び課税明細書の出力
③システムの名称	固定資産税システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー eITAXシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
賦課情報ファイル 償却資産申告書ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一の16の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第5号 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。 【別表第二における情報照会の根拠】 27の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報照会の根拠】 第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	税務課 〒370-0595 群馬県邑楽郡大泉町日の出55番1号 電話0276-63-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課 〒370-0595 群馬県邑楽郡大泉町日の出55番1号 電話0276-63-3111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月14日	評価書名	固定資産税の賦課に関する事務 基礎項目評価書	固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事務 基礎項目評価書	事後	
平成28年10月14日	個人プライバシー等の権利利益の保護の宣言	大泉町は、固定資産税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいやその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	大泉町は、固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいやその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
平成28年10月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	固定資産税の賦課に関する事務	固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事務	事後	
平成28年10月14日	I 関連事務 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	地方税法等の規定に基づき、固定資産税課税台帳(土地・家屋・償却資産)の評価、賦課、証明書の発行・通知書の出力等を行う。固定資産税の賦課に関する事務に必要な償却資産の申告に関する情報の一部の入手については、法令等に基づいて一般社団法人地方税電子化協議会を通じて行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①所有資産の照会 ②賦課事務 ③償却資産申告データの管理 ④納税通知書及び課税明細書の出力	地方税法等の規定に基づき、固定資産税及び都市計画税の賦課、証明書の発行、通知書の出力等を行う。固定資産税の賦課に関する事務に必要な償却資産の申告に関する情報の一部の入手については、法令等に基づいて一般社団法人地方税電子化協議会を通じて行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①所有資産の照会 ②賦課事務 ③償却資産申告データの管理 ④納税通知書及び課税明細書の出力	事後	
平成28年10月14日	I 関連事務 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 安野 英夫	税務課長 千吉良 輝夫	事後	
平成29年5月18日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成29年1月1日時点	事後	
平成29年5月18日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年5月18日	I 関連事務 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 千吉良 輝夫	税務課長 宮永 健一	事後	
平成30年5月18日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年1月1日時点	平成30年1月1日時点	事後	
平成30年5月18日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	I 関連事務 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	地方税法等の規定に基づき、固定資産税及び都市計画税の賦課、証明書の発行、通知書の出力等を行う。固定資産税の賦課に関する事務に必要な償却資産の申告に関する情報の一部の入手については、法令等に基づいて一般社団法人地方税電子化協議会を通じて行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①所有資産の照会 ②賦課事務 ③償却資産申告データの管理 ④納税通知書及び課税明細書の出力	地方税法等の規定に基づき、固定資産税及び都市計画税の賦課、証明書の発行、通知書の出力等を行う。固定資産税の賦課に関する事務に必要な償却資産の申告に関する情報の一部の入手については、法令等に基づいて地方税共同機構を通じて行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①所有資産の照会 ②賦課事務 ③償却資産申告データの管理 ④納税通知書及び課税明細書の出力	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務課長 宮永 健一	税務課長	事後	様式変更のため。
令和1年6月28日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年1月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新
令和1年6月28日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新
令和1年6月28日	IV リスク対策		追記	事後	平成31年1月1日施行による様式変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月24日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	
令和2年9月24日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和4年3月8日	Ⅰ 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報 提供は行わない。 【別表第二における情報照会の根拠】 27の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報照会の根拠】 第20条	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報 提供は行わない。 【別表第二における情報照会の根拠】 27の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報照会の根拠】 第20条	事後	
令和4年3月8日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和4年3月8日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和5年8月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	
令和5年8月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	